

平成 23 年度地域自主戦略交付金に係る成果目標(地方公共団体名: **奈良県**)

| 番号 | 成果目標   | 達成予定<br>年度 | 中間評価<br>年度 | 対応事業  | 参照情報                       |
|----|--|------------|------------|---|----------------------------|
| 1  | 地方公共団体が実施する道路改良等に伴い<br>信号機新設 5基<br>信号機改良等 13基<br>灯火標識等 14基等を整備し、交通事故の防止、交通円滑化の推進を図る  | H23        |            | A   |                            |
| 2  | 平成10年度以降にも4度の渇水が発生している状況を踏まえ、農林水産省主管の国営農業用水再編対策事業により創出される転用水から、0.4m <sup>3</sup> /sの水利権を取得することにより、用水供給の安定化を図る。   | H26        |            | DのNo. 1   |                            |
| 3  | 平成10年度以降にも4度の渇水が発生している状況を踏まえ、国土交通省主管の大滝ダム建設事業により創出される水源から、3.5m <sup>3</sup> /sの水利権を取得することにより、用水供給の安定化を図る。  | H24        |            | DのNo. 2   |                            |
| 4  | 給水エリアの拡大を図り、新たに宇陀市室生地区への給水を実現する。また、広域管理システムを整備することにより、管理・運営システムを一元化し、運転・維持管理の効率化を図る。   | H28        | H25        | DのNo. 3   |                            |
| 5  | 吉野川で発生しているカビ臭問題への対策として、下市取水場（御所浄水場）に粉末活性炭施設を設置し、カビ臭物質除去の安定化・効率化を図る。  | H27        | H25        | DのNo. 4   |                            |
| 6  | 東南海・南海地震などの大地震に備え、土木構造物の耐震診断において補強等の対策が必要と判断された構造物（浄水池等）の耐震化を実施し、地震発生時にも機能を保持できる耐力を確保する。   | H25        |            | DのNo. 5   |                            |
| 7  | 県農業の重点課題である地域振興と地域農業のバランスの取れた農地を有効活用した持続的農業を展開するための農業農村整備を推進する。<br>〈定量的指標〉<br>①農地整備事業により30haの区画整理及び19haの農業用排水施設整備を行い、担い手へ23haの農作業の集約化を図る。<br>②農地環境整備を197ha実施することにより、26集落で持続的な営農を実施。<br>③農道整備により、20集落での通作条件の改善や農産物輸送の効率化を図る。<br>④ため池を4地区、農業用井堰を1地区改修することにより61haの湛水被害を防止。<br>⑤保全対策により687haの農地への農業用水の安定供給を図る。 | H26        |            | E1-1<br>E1-2<br>E1-4<br>E1-10<br>E1-11<br>E1-14<br>E5-1 | 農山漁村地域整備計画「奈良県農業農村計画」で設定済み |

| 番号 | 成果目標   | 達成予定年度 | 中間評価年度 | 対応事業   | 参照情報   |
|----|--|--------|--------|--|--|
| 8  | <p>森林基盤整備により適切な森林管理を促進し、森林の保水力の向上、濁水の緩和と平常水量の安定化など、水資源のかん養等の森林の多目的機能の発揮を図る。併せて山村地域社会の良好な生活基盤の整備を図るため、効率的な林業経営及び森林管理の基盤となる施設である林道等の路網を整備し、木材の生産コストの低減により林業の振興を推進する。</p> <p>(定量的指標)<br/> 森林基盤整備により、路網整備が進み森林の整備が促進される。<br/> 搬出間伐の割合の増加 16%⇒25%<br/> 間伐材の生産量の増加 13,500m3/年⇒20,000m3/年</p>   | H26    |        | E2-1<br>E2-2<br>E3-2<br>E5-1   | 農山漁村地域整備計画「奈良県森林基盤整備計画（森林整備事業）」で設定済み           |
| 9  | <p>森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等及び濁水の緩和と平常水量の安定を図る。</p> <p>(定量的指標)<br/> 山地災害危険地区2524箇所（全体）のうち、防止対策をした箇所数 997（H21年度末）⇒ 1017（H26年度末）<br/> 土砂流入が緩和された地区 2地区</p>  | H26    |        | E2-3<br>E3-2   | 農山漁村地域整備計画「奈良県森林基盤整備計画（治山）」で設定済み               |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間短縮（主要な観光地間の移動）</li> <li>・県北西部における主要観光地の観光客数の伸び率を10%（H25）にする</li> <li>・県北西部における主要駅の乗降客数を100%（現況）を維持する</li> </ul>  | H25    |        | G1-1-No. 39～40<br>G1-2-No. 41  | 社会資本総合整備計画「県北部の観光振興と地域の魅力創造」で設定済み              |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い道路整備により安全で安心して通行できる時間を確保するため通行規制時間の縮減を図る</li> <li>・舗装修繕により快適で安全に通行できる道路の割合を増加させる</li> <li>・道路の冠水による通行不能を解消できる道路の割合を増加させる</li> </ul>   | H25    |        | G1-4-No. 73～114, 184～194, 203～219<br>G10-1-No. 146～147, 157～165, 197～201, 220～221<br>G10-2-No. 115～117 | 社会資本総合整備計画「安全・安心で快適な道路空間の確保を図る保全整備」で設定済み       |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内（39市町村）の緊急輸送道路における震災時の道路ネットワークが確保できる割合</li> <li>・各市町村内の緊急輸送道路上の橋梁において、耐震補強が100%完了している市町村数（県内39市町村）を向上させる</li> <li>・橋梁点検の結果、損傷が著しい橋梁において、速やかに補修を行い、道路利用者の安心安全な通行を向上させる</li> </ul>   | H25    |        | G1-4-No. 118～125<br>G10-2-No. 126  | 社会資本総合整備計画「災害に強い緊急輸送道路ネットワークの確保と予防保全への転換」で設定済み |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・死傷事故率の削減</li> <li>・徒歩圏人口率の増加</li> <li>・鉄道利用者数の維持</li> <li>・ノンステップバスの走行する系統数</li> </ul>   | H25    |        | G1-2-No. 1～9, 11～19, 21, 24<br>G1-3-No. 10, 20, 22～23<br>G10-2-No. 25～26                               | 社会資本総合整備計画「安心して移動できる快適な都市空間の整備」で設定済み           |
| 14 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間短縮（主要な観光地間の移動）</li> <li>・県中和・南和地域における主要観光地の観光客数の伸び率を10%（H25）にする</li> <li>・県中和・南和地域における主要駅の乗降客数を100%（現況）を維持する</li> <li>・地域の活性化のため山間地域内の移動において公共交通機関（バス）利用をさらに容易（バス路線増設、増便）にすることでバス利用者を3%増加させる</li> <li>・山間地域において地域固有の資源である文化財や観光客を守るため、消防・救助活動の充実を図り、道路整備を行うことにより、消防の現場到着や病院に収容されるまでの時間を短縮する</li> </ul> | H25    |        | G1-1-No. 42～72<br>G10-2-No. 26, 130～131  | 社会資本総合整備計画「地域の特徴を活かした魅力あるまちづくりの推進」で設定済み        |

| 番号 | 成果目標   | 達成予定年度 | 中間評価年度 | 対応事業   | 参照情報  |
|----|--|--------|--------|--|---|
| 15 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和57年8月出水以降3回以上浸水被害が発生している《浸水常襲地域》の減災対策河川に対し重点的な投資を行うことにより、H26までに9箇所浸水常襲地域の被害を軽減する</li> <li>・ H26までに県管理の3ダムを遠隔管理化・統合管理することにより、より効率的なダム管理を行う</li> <li>・ 河川改修によりH26までに計画地域内の河川整備率を19%から29%に向上する</li> <li>・ 貯留施設整備によりH26までに大和川流域整備計画に基づく流域対策整備率を76%から77%に向上する</li> <li>・ 土砂災害により被害を受ける恐れのある代替性のない避難所をH26までに8施設保全する</li> <li>・ 土砂災害により被害を受ける恐れのある24時間入居者のいる災害時要援護者関連施設をH26までに5施設保全する</li> <li>・ 土砂災害警戒区域の指定を完了し、ハザードマップによる住民への周知を全市町村（17市町村）において実施する</li> </ul> | H26    |        | G3-1-No. 132～134<br>G3-4-No. 140<br>G3-7-No. 135～137<br>G3-10-No. 150<br>G3-11-No. 138～139, 148, 149<br>G8-No. 142～145<br>G10-1-No. 146, 147 | 社会資本総合整備計画「県北西部における安全で安心な流域空間の確保」で設定済み                    |
| 16 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害により被害を受ける恐れのある代替性のない避難所をH26までに33施設保全する</li> <li>・ 土砂災害により被害を受ける恐れのある24時間入居者のいる災害時要援護者関連施設をH26までに7施設保全する</li> <li>・ 土砂災害警戒区域の指定を完了し、ハザードマップによる住民への周知を全市町村（16市町村）において実施する</li> <li>・ 河川改修によりH26までに49戸の浸水被害を軽減する</li> <li>・ 河川改修によりH26までに計画地内の河川整備率を17%から39%に向上する</li> </ul>   | H26    |        | G3-10-No. 156, 195, 196<br>G3-11-No. 141, 151～155  | 社会資本総合整備計画「中山間地域における安全・安心な生活基盤の確保」で設定済み                   |
| 17 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水の増加に合わせ、ポンプ施設の処理能力向上（H27までに1施設の供用）を図る</li> <li>・ 流域下水道施設の長寿命化対策率を70.08%（H23）から87.40%（H27）に進める</li> <li>・ 管渠の耐震化率を15.93%（H23）から37.73%（H27）に進める。</li> <li>・ 下水道施設の耐震化率を0%（H23）から100%（H27）に進める</li> </ul>  | H27    | H25    | G5-1-No. 168～173, 177～179, 183, 202<br>G5-2-No. 174～176, 180～182   | 社会資本総合整備計画「流域下水道事業の推進」で設定済み                               |
| 18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来訪者が、歴史的資産に恵まれた奈良の魅力を発見し、ゆっくりと、じっくりと楽しんでもらえるような観光施策を推進し、賑わう「都」を造る</li> <li>・ 世界遺産を中心とした観光地とその周辺地において、来訪者に「おもてなし」ができるようなやさしい環境づくりを図る</li> <li>・ 奈良の観光施設が、わかりやすく、快適に周りやすくする</li> <li>・ 来訪者にとって、満足度の高い魅力あふれる観光地となるような観光施策を展開することにより、観光振興を図る</li> </ul>   | H23    |        | G8-No. 27～38, 127～129, 142～145   | 社会資本総合整備計画「県内の世界遺産及び世界遺産候補を含む地域を含む地域広域的な地域活性化基盤整備計画」で設定済み |
| 19 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奈良県観光入込客数を35,790千人（H20末）から40,000千人（H26末）に増加</li> <li>・ 県営都市公園の供用区域を642.4ha（H21末）から653.5ha（H26末）に増加</li> <li>・ 奈良県都市計画区域内の住民1人あたりの都市公園面積を11.86㎡（H21末）から12.65㎡（H26末）に増加</li> </ul>  | H26    |        | G7-5-No. 166<br>G7-7-No. 167   | 社会資本総合整備計画「みどりを保全・活用したまちづくりと観光県としての魅力の強化」で設定済み            |